

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	地域飲食応援事業の委託について
----	-----------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域文化部産業振興課）

事業の概要

事業名	地域飲食応援事業
担当課	産業振興課
目 的	商店街を中心とした、区内飲食店への消費喚起及び一層の来街者獲得を図るため
対象者	割引飲食券の購入者、本事業に参加意思のある店舗
事業内容	本事業は、国の「地域住民生活等緊急支援交付金」を活用して、商店街を中心とした、区内飲食店共通の区独自の飲食券「しんじゅく地域飲食券」を割引価格で発行し、区内の消費を喚起する。実施に当たり、飲食券の発行事業、換金業務のノウハウを持ち、飲食店の参加取りまとめ及び審査機能を有しており、飲食ポータルサイト（ポンパレ）を運営している企業に委託する。 【基本事項】 ①割引飲食券発行枚数 30万枚 ②1枚あたり額面 500円 ③1枚あたり販売額 400円 ④1枚あたり割引率等 20%（差額100円については区が負担する。） ⑤1人あたり購入限度 20枚まで（額面10,000円相当分） ⑥使用可能飲食店 本事業に参加意思のある区内飲食店 （別途、審査あり） ⑦購入対象者 制限なし ⑧飲食券使用可能期限 平成28年1月20日（水）まで ⑨販売開始 7月21日（火）から ⑩アンケート調査 事業実施の効果を測定するため、インターネットの購入者に対するアンケート調査をメールにより行う。 【事業内容】 資料16-1の事業の流れ参照。

【インターネット購入サイト上に注意点を記載する】

- ①インターネットによる購入にあたっては、委託先が運営するサイト上の会員登録及びクレジットカードが必要であること。
- ②インターネットによる購入のほか、現金販売についても周知する。
- ③会員登録後、会員は本人の自由意思で退会できること。
- ④本件飲食券の購入後、アンケートが送付されること（回答は任意）。

件名 地域飲食応援事業の委託について

保有課(担当課)	産業振興課
登録業務の名称	地域飲食応援事業
委託先	株式会社リクルートライフスタイル(プライバシーマーク取得済) (公募型プロポーザルにより委託業者を選定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に収集させる項目》 本事業に参加する飲食店の 代表者氏名、担当者氏名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、振込先口座情報
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	割引飲食券の販売業務及び事業実施後の効果測定を行うため。 飲食券の発行事業、換金業務のノウハウを持ち、飲食店の参加取りまとめ及び審査機能を有している専門業者に委託することにより事業を効率的に行うため
委託の内容	委託先は、以下の業務を実施する。 ①飲食券の企画・発行 ②飲食券販売及び実施店検索のためのWeb特設サイト企画・運営 ③区施設での飲食券販売業務 ④Webサイト上での飲食券販売業務 ⑤PR業務(使用媒体の選定、販促物の企画・作成、期限内の飲食券の使用促進) ⑥事務局運営【再委託先と合同で実施する】 i 本事業に参加する区内飲食店の募集・審査及び取りまとめ ii 消費者問合せ窓口、飲食店問合せ窓口 iii 飲食券販売開始後、利用済飲食券の回収を行い、申込書記載の振込先に代金を支払う ⑦事業実施後の効果測定(対消費者、対飲食店)
委託の開始時期及び期限	平成27年5月12日から平成28年3月31日まで ※ 参加店の募集は、平成27年5月22日から平成28年1月20日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 委託先との契約書には、「特記事項(別紙1及び別紙2)」を付す。 2 再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙2)」を付す。 3 契約の終了後、保有した個人情報は破棄させ、破棄の事実を確認する。 4 区職員が、必要に応じ、立入調査を実施する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 電磁的媒体については、ID・パスワード設定し、アクセスログ管理する。 4 契約の終了後、保有した個人情報は破棄する。

件名 地域飲食応援事業の再委託について

保有課(担当課)	産業振興課
登録業務の名称	地域飲食応援事業
委託先(再委託先)	【委託先】 株式会社リクルートライフスタイル(プライバシーマーク取得済) 【再委託先】 株式会社インテリジェントターミナル総合研究所(プライバシーマーク取得済)
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《再委託先に収集させる項目》 本事業に参加する飲食店の 代表者氏名、担当者氏名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、振込先口座情報
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
再委託理由	本事業は7月21日から新宿区内で利用できる、飲食券を販売する事業であり本事業に参加する店舗は、1,000店舗程度を想定しており、事業開始時期までの短期間で正確かつ迅速な事務処理作業を行う必要があるため、既に委託先が実施しているポンパレ事業と同様に、飲食券の換金業務及び参加店舗との連絡調整を担っている再委託先と合同で本事業の事務局機能を担う。
再委託の内容	委託先及び再委託先(事務局)は、以下の業務を実施する。 ① 区内飲食店の本事業への参加意思を確認するため、事業参加申込書を配布する。 ② 事業参加店舗は申込書に必要事項を記入し、事務局へ提出する。 ③ 申込書の記載内容に基づき審査を行う。 ④ 消費者問合せ窓口、飲食店問合せ窓口の設置 ⑤ 飲食券販売開始後、利用済飲食券の回収を行い、申込書記載の振込先口座に代金を支払う。
委託の開始時期及び期限	平成27年5月12日から平成28年3月31日まで ※ 参加店の募集は、平成27年5月22日から平成28年1月20日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 委託先との契約書には、「特記事項(別紙1及び別紙2)」を付す。 2 再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙2)」を付す。 3 契約の終了後、保有した個人情報は破棄させ、破棄の事実を確認する。 4 区職員が、必要に応じ、立入調査を実施する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 電子的媒体についてはパスワードを付け、情報を保管する。 4 契約の終了後、保有した個人情報は破棄する。

特 記 事 項

（基本的事項）

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

（適正収集）

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

（本人収集及び利用目的の明示）

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

（収集禁止事項）

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

（目的外利用及び第三者への提供等の禁止）

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

（適正な管理）

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

（複写等の禁止）

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

10 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

11 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

12 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

13 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

（業務に関する報告）

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査）

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従業員に対する教育）

16 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

19 乙は、第 1 項から第 17 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特 記 事 項

（基本的事項）

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

（甲、乙及び丙の意義）

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区長
- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

（秘密の保持）

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

（適正収集）

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

（本人収集及び利用目的の明示）

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

（収集禁止事項）

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

（目的外利用及び第三者への提供等の禁止）

- 7 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

（適正な管理）

- 8 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

（複写等の禁止）

- 9 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

- 12 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 13 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 14 丙は、丙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 15 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導)

- 16 甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表)

- 17 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 18 丙は、第1項及び第3項から第16項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。